平成２３年（フ）第１７６号
和歌山市土入69番地の１
債務者　金本　章恵
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８０号
和歌山市太田103番地の１　県営住宅和歌山東団地１号館３階29号室、住民票上の住所和歌山市太田103番地の１
債務者　淡路　悦宏
１　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第９６号
沖縄県南城市玉城字垣花979番地４
債務者　富盛　明子（旧姓玉寄・棚原）
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１９号
沖縄県那覇市泉崎１丁目８番17号
債務者　上原　隆史
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７号
広島県江田島市大柿町柿浦1225番地１、前住所山口県周南市古市２丁目５番20号
債務者　川上　一幸
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第９２号
釧路市桜ケ岡１丁目12番22号
債務者　宮崎　裕子（旧姓能澤・能瀬）
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
釧路市春採７丁目９番８号　社会福祉法人釧路創生会老人保健施設老健たいよう、住民票上の住所釧路市光陽町19番14号
債務者　佐藤　貞子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
釧路市美原５丁目６番611号　M24
債務者　佐藤　良夫
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
岡山市東区金岡東町２丁目８番19―２号　クアドラード201、申立時の住所岡山市中区円山83番地10
債務者　原口　　剛
１　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１号
岡山市南区藤田579番地42
債務者　楠戸　由美（旧姓一森）
１　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５２号
岡山市南区郡1122番地
債務者　萩原　眞治
１　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１４８号
埼玉県戸田市美女木２丁目６―20―201
債務者　吉田　　晋
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１４９号
東京都中野区新井５丁目11―８―101
債務者　佐藤　真悟
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２０３号
東京都台東区下谷３丁目２―５
債務者　小長谷絹枝
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２３０号
東京都足立区西新井本町１丁目３―１―401
債務者　森本美保子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２３１号
東京都足立区入谷８丁目16―３―701
債務者　山内　隆彦
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部